利用者による介護サービス(事業者)の適切な選択に資する 「介護サービス情報の公表」について

報告書

(介護サービス情報の公表に関する調査研究委員会)

平成 18 年 3 月

社団法人 シルバーサービス振興会

「介護サービス情報の公表」は、平成17年6月に改正され公布された介護保険 法に位置付けられ、具体的な制度の施行準備が進められているところである。本 制度は、本調査研究委員会が、平成15年度に介護サービスの「情報開示の標準化」 として提案し、調査研究を進めてきた内容について、制度化された仕組みである。 介護保険制度の施行後の状況を見ますと、平成17年度には、要介護認定を受けた高齢者等の数は400万人を超えています。また、介護サービス事業所数(介護報酬請求事業所数)は14万か所を超えるまでに拡大し、サービスの供給基盤は概ね順調に整いつつあるといえます。

介護保険サービスは利用者と事業者との直接契約により提供されることから、利用者がより良いサービス(事業者)を適切に選択することにより、多様な供給主体から提供される介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されています。一方で、利用者と事業者は対等な立場で契約しているにもかかわらず、「情報の非対称性」や「交渉力格差」があることが従来から指摘されていました。今後の高齢社会においては、「要介護高齢者等の尊厳を支えるケア」の確立が重要であり、このためにも、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者等の自立支援」、「利用者による選択(自己決定)」を、現実のサービス利用において実現し、真に利用者と事業者と実質的に対等な関係を構築していくことが求められています。

当振興会では、平成15年度から調査研究委員会(委員長:大森彌 東京大学名誉教授)を設置し、こうした新たな仕組みについての基本的な考え方、実施方法、実施体制、事業所情報公表項目、費用負担のあり方、情報公表の方法、調査員の養成といった制度構築に向けベースとなる調査研究を行って参りました。

平成16年度までに仕組みの基本的枠組みやそのあり方等について報告書を取り纏めるとともに、在宅、施設合わせて9サービスの事業所情報公表項目について全国的な規模でのモデル調査事業を実施するなどして幅広く意見を集約しながら策定しました。平成17年度においては、平成16年度から検討している居宅介護支援、特定施設入所者生活介護(軽費老人ホーム)及び訪問看護の3サービスについてモデル調査事業等で内容を検証するとともに、新たに訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護について事業所情報公表項目の検討に着手しました。

このように3年間にわたる調査研究の成果を踏まえ、平成17年6月29日に公布された改正介護保険法において、「介護サービス情報の公表」制度が明確に位置づけられ、具体的な政令・省令・通知等の準備が進められているところです。このため、本報告書では、単に平成17年度の取組みにとどまらず、これまでの3か年の調査研究成果を集大成的に取り纏めることとしました。「介護サービス情報の公表」が、介護保険制度のサブシステムとして真に「利用者による選択(自己決定)」を保障するための環境整備となるとともに、本報告書を一つの契機として、さらに広範な議論が進められることを期待します。

また、調査研究委員会、検証・評価小委員会、各部会の委員をはじめ、ヒアリング調査やモデル調査事業等を通じて本調査研究の実施にご協力をいただいた関係各位に深く感謝を申し上げます。

平成18年3月

目 次

本編 I

1.	はじめに			
2.	調査研究事業の目的			
3.	「介護サービス情報の公表」の位置づけの整理8			
(1)	これまでのサービスの質の評価手法8			
(2)	新しい仕組みとしての「介護サービス情報の公表」12			
4.	「介護サービス情報の公表」の基本的な考え方			
(1)	趣旨・目的15			
(2)	公表情報の責任主体等16			
(3)	客観性の確保17			
(4)	事業所情報公表項目17			
(5)	公表情報の内容			
5.	平成 17 年度における検討20			
(1)	調査研究委員会の体制20			
(2)	検証・評価小委員会の設置21			
(3)	部会の設置21			
(4)	都道府県モデル調査事業の実施22			
(5)	都道府県モデル調査事業の結果を踏まえた検討26			
(6)	新たなサービスに係る事業所情報公表項目の検討30			
6.	今後検討すべき課題35			
7.	おわりに39			

本 編 Ⅱ

1.	基本情	青報項目(案) ······	43	
(継	続)	1. 訪問看護	······44	
		2. 特定施設入所者生活介護(軽費	老人ホーム)49	
		3. 居宅介護支援	59	
(新	規)	4. 訪問リハビリテーション	·····-65	
		5.通所リハビリテーション	72	
	1	6. 介護療養型医療施設	81	
2.	調査性	青報項目(案) ·······	91	
(継	続)	1. 訪問看護	92	
	;	2. 特定施設入所者生活介護(軽費	老人ホーム)119	
	,	3 . 居宅介護支援	142	
(新	規)	4. 訪問リハビリテーション	158	
	,	5.通所リハビリテーション	184	
	(6.介護療養型医療施設	214	
3. 研究の体制と開催状況				
1	研究係	本制	243	
	(1)	実施体制 ······	243	
	(2)	研究体制 ······	243	
	(3)	調査研究内容	245	
	(4)	委員・部会員名簿	246	
2	開催	犬況 ·····	251	
	(1)	スケジュール	251	
			251	
4.	都道席	f県モデル調査事業の概要	254	